

**令和3年度 宍粟市商工会 コロナ対策事業
「コロナに負けるな！商工会員のPR応援事業」募集要領**

令和3年7月5日

宍粟市商工会

1. 事業の概要

○趣 旨

会員事業者の、商品券事業を活用したキャンペーンなど販売促進のための広報活動や開発した新商品、新サービスのPR、感染防止を考慮した販売方式の導入、また感染防止対策など事業継続のための取組みに係る費用の一部を支援する。

○対 象

宍粟市商工会会員のうち、中小法人及び個人事業主（中小企業基本法に定める中小企業）

※中小法人の範囲（会社以外の法人も同様とします）

業種	中小企業基本法に定める中小企業
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

○補助対象経費

- ・本事業の対象となる商工会員が、販売促進のために実施する、商品券を活用した独自キャンペーンや、新商品、新サービスのPR、感染防止を考慮した販売方法（テイクアウト等）の導入や強化、感染防止対策等の取組みに要する経費等で、以下に掲げるもののうち、宍粟市商工会長（以下「会長」という。）が必要と認めるものとする。
- ・令和3年9月1日～令和4年1月20日までに発注、納品、支払が完了した経費を対象とする。

補助金交付の対象となる経費

広告宣伝費、設備・備品購入費、委託費

内容	補助金交付の対象となる経費の例
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券を活用した店舗独自のキャンペーン、新商品等のPRのためのチラシ、の作成、印刷、折込等の広告費 ・テイクアウト・デリバリー等感染防止を考慮した販売方式の導入や強化のためのPRチラシ、店内POP、メニュー表、のぼり等の作成、印刷、折込等の広告費 ・出前サイト等への掲載料等
設備・備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・出前サイト等より購入するテイクアウト・デリバリーに要する専用機器の購入費やシステム導入費 ・アクリル板、パーティション等飛沫防止用備品等 ・空気清浄機、換気設備等 ・非接触型体温計、足踏み式消毒液スタンド等
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業に係るチラシ等のデザイン・企画費 ・補助対象事業に係る新商品等の写真撮影費用

※経費に掛かる留意事項

以下の経費は補助金の交付対象になりません。

- ①令和3年8月31日以前又は令和4年1月21日以降に発注、納品、支払を実施したもの
- ②消費税及び地方消費税
- ③収入印紙（印紙税）、公租公課
- ④振込等手数料（代引手数料を含む）
- ⑤事業活動ではなく日常生活の経費と認められるもの
- ⑥国、県、市など、他の補助事業で重複して申請したもの
- ⑦上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

○補助事業に係る経費の支払いについて

- ・支払方法は、現金、振込、振替（引き落とし）、クレジットによる支払とします。小切手・手形・クーポン・ポイント・税引き後の値引き分による支払は補助金の対象外とします。
- （1）支払いの事実が確認できる証拠書類として領収書（レシート可）が必要です。レシート、領収書で内容、金額、支払日が確認できない場合は、請求書や納品書等内容が確認できるものを併せて添付してください。（内容が確認できないものは対象外となります）
- （2）クレジットカードの支払いについては、領収証、カード会社発行の「カード利用代金明細書」等で金額の内訳が明記されているものがが必要です。

○補助金額

- ・補助金の額は、補助対象経費で消費税及び地方消費税を除く合計額の1/2以内（1,000円未満は切り捨て）とします。ただし、1事業所あたり30,000円を上限とします。
- ・対象要件に該当する店舗を複数経営されている場合でも中小法人又は個人事業主で1回のみしか申請できません。

2. 申請手続き

○申請受付期間

令和3年9月1日（水）～令和4年1月31日（月）まで（先着順、必着）

※予算枠に達し次第、受付を終了します。

○申請方法

- ・提出にあたっては、交付申請書と添付書類を宍粟市商工会本所又は北部支所あてに、郵送又は窓口に提出してください。

【郵送先】

〒671-2577 宍粟市山崎町山崎 205

宍粟市商工会「コロナに負けるな！商工会員のPR応援事業」申請窓口 宛て

【窓口提出】

宍粟市商工会 本所 又は 北部支所

○申請書類と添付書類

- ・様式1「交付申請書」、別紙「対象経費一覧表」及び、事業に係る補助対象経費のレシート又は請求書と領収書の写し等、チラシ、POP等の印刷物の現物、のぼり、感染防止設備や備品等については設置時の写真、サイト掲載の内容が分かる写真、撮影した写真のコピーなどの証憑書類。

※提出いただいた申請書類と、添付書類は返却いたしませんので、証拠書類は必ず写しを添付してください。

○申請書の審査

- ・申請書の内容について宍粟市商工会事務局より問い合わせをさせていただく場合があります。
- ・申請内容によっては、審査の結果、補助金不支給となる場合もあります。

○補助金の交付

- ・補助金交付決定通知書は発行しません。指定口座への入金をもって、決定通知とします。

○個人情報・法人情報の利用

- ・宍粟市商工会が、補助金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することをご了承ください。

(本業務以外の目的では利用いたしません)

○補助金の返還

- ・補助金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、この要領や他の法令等に違反する場合、偽りその他の不正の手段により補助金を受領した場合は、全額返金していただきます。

【問合せ先】

宍粟市商工会 本所 TEL 0790-62-2365

宍粟市商工会 北部支所 TEL 0790-75-2180

様式 1

記入日：令和 年 月 日

宍粟市商工会長 様

(住 所)

(事業者名・屋号)

(代表者名)

「コロナに負けるな！商工会員のPR応援事業」交付申請書

1. 申請者概要

業 種	いずれかに○ 製造業その他・卸売業 小売業 ・ サービス業	種 類	いずれかに○ ・ 中小法人 ・ 個人事業主
従業員数	常時使用する従業員数 (役員・家族従業員・パートを除く) 人	資本金	中小法人の場合のみ記載 円
担当者氏名			
e-mail			
電話番号	携帯等昼間に連絡可能な番号		
FAX番号			

※申請者への通知等連絡手段に使用します。全項目必ず記載してください。

2. 補助金申請額

_____ 円

※補助金申請額は、対象経費内容一覧表の合計（税抜）の金額の1/2以内で、かつ上限 30,000 円以内。

※補助金申請額の算出にあたって、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額を記入してください。

3. 振込先口座

金融機関名			
支店名			
金融機関コード		支店コード	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

4. 誓約事項（内容を確認の上、を入れてください）

「コロナに負けるな！商工会員のPR応援事業」を申請するにあたり、以下のことを誓約します。

- ①申請内容に虚偽が判明した場合、補助金を全額返金します。
- ②本補助金を他の補助制度等と重複して申請していません。
- ③補助金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類および添付書類に記載された情報を利用することを承諾します。

(別紙)

対象経費内容一覧表

事業者名・屋号 _____

(単位：円)

領収書No.	対象経費内容	支払金額 (税込)	補助対象経費 (税抜)
(例) 1	広告宣伝費	110,000	100,000
合 計			

対象経費内容：広告宣伝費、設備・備品購入費、委託費

※添付する領収書等証拠書類の一番上にこの一覧表を付けてください。